

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	2020年度末 (令和3年3月31日)	2021年度末 (令和4年3月31日)	負債及び純資産	2020年度末 (令和3年3月31日)	2021年度末 (令和4年3月31日)
現金	2,242	2,664	預金積金	215,179	220,401
預け金	64,941	68,775	当座預金	6,100	7,415
買入金銭債権	295	237	普通預金	104,751	111,651
有価証券	86,643	85,829	貯蓄預金	723	747
国債	8,572	7,370	通知預金	-	-
地方債	3,377	3,352	定期預金	95,485	93,414
社債	38,944	39,565	定期積金	6,578	5,706
株式	246	26	その他の預金	1,540	1,465
その他の証券	35,501	35,514	その他負債	262	280
貸出金	72,586	72,792	未決済為替借	32	34
割引手形	501	526	未払費用	57	65
手形貸付	4,181	3,835	給付補填備金	0	0
証書貸付	63,103	63,408	未払法人税等	0	0
当座貸越	4,799	5,021	前受収益	31	29
その他資産	1,477	2,721	払戻未済金	9	6
未決済為替貸	20	17	払戻未済持分	0	0
信金中金出資金	1,011	1,011	職員預り金	77	79
前払費用	4	4	リース債務	-	-
未収収益	304	330	資産除去債務	34	30
その他の資産	137	1,357	その他の負債	17	32
有形固定資産	1,309	1,217	賞与引当金	74	71
建物	671	620	退職給付引当金	438	422
土地	471	444	役員退職慰労引当金	72	74
リース資産	-	-	睡眠預金払戻損失引当金	11	6
建設仮勘定	-	-	偶発損失引当金	113	146
その他の有形固定資産	167	151	繰延税金負債	217	-
無形固定資産	21	30	再評価に係る繰延税金負債	8	7
ソフトウェア	12	21	債務保証	511	456
その他の無形固定資産	8	8	負債の部合計	216,889	221,867
前払年金費用	-	-	出資金	738	732
繰延税金資産	-	5	普通出資金	738	732
債務保証見返	511	456	利益剰余金	9,650	9,856
貸倒引当金	△2,024	△2,060	利益準備金	748	738
(うち個別貸倒引当金)	△1,634	△1,729	その他利益剰余金	8,902	9,117
投資損失引当金	-	△0	特別積立金	9,500	8,800
			当期末処分剰余金	△597	317
			処分未済持分	△7	△6
			会員勘定合計	10,382	10,582
			その他有価証券評価差額金	709	198
			土地再評価差額金	22	20
			評価・換算差額等合計	731	218
			純資産の部合計	11,113	10,800
資産の部合計	228,003	232,668	負債及び純資産の部合計	228,003	232,668

※貸借対照表・注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15～39年
その他 2～60年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、銀行取引停止処分等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻先と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）並びに融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。なお、破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は139百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法によりは、期間定額基準によるっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月分）
0.1706%
- (3) 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円（及び基本金93,511百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金32百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため将来の負担金支払見込額を計上した他、元職員の使用者責任に伴う賠償請求に備えるため必要額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるしております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額21百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額2,675百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 560百万円
危険債権額 3,819百万円
三月以上延滞債権額 0百万円
貸出条件緩和債権額 338百万円
合計額 4,718百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は526百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
歳入代理店担保として 有価証券500百万円、公金収納事務取扱担保及び新潟県農業信用基金協会保証の負担金として現金10百万円を差し入れております。
また、為替決済の取引の担保として預け金（定期預金）5,000百万円、当座貸越の根担保として預け金（定期預金）4,000百万円を差し入れております。
19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、旧高田信用金庫は事業用土地の再評価を行っております。合併により当該再評価を引き継ぎ、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額7百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額20百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を9百万円上回っております。
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は90百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額7,439円45銭
22. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理基本方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量及び有価証券の評価損益がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で3,814百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	68,775	69,166	391
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,183	33,681	△ 501
その他有価証券	51,619	51,619	-
(3) 貸出金 (*1)	72,792		
貸倒引当金 (*2)	△ 2,060		
	70,731	73,041	2,309
金融資産計	225,309	227,508	2,119
(1) 預金積金 (*1)	220,401	220,408	7
金融負債計	220,401	220,408	7

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24、25に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利から求めたスポットレートを用いています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	26
組合出資金 (*2)	1,017
合 計	1,044

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	14,900	45,700	-	2,500
有価証券	8,083	16,595	15,703	45,106
満期保有目的の債券	1,199	6,772	5,800	20,411
その他有価証券	6,884	9,822	9,903	24,695
貸出金 (*)	12,573	22,734	13,510	18,446
合 計	35,556	85,029	29,214	66,053

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	210,724	9,348	-	328
合計	210,724	9,348	-	328

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	90	90	0
	その他	12,777	13,134	357
	小 計	12,867	13,225	357
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	21,316	20,456	△ 859
	小 計	21,316	20,456	△ 859
合計		34,183	33,681	△ 501

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	29,809	29,056	752
	国債	4,582	4,058	523
	地方債	3,352	3,323	28
	社債	21,874	21,674	200
	その他	1,085	1,069	16
小 計	30,894	30,125	769	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	20,389	20,880	△ 491
	国債	2,788	2,898	△ 109
	地方債	-	-	-
	社債	17,600	17,981	△ 381
	その他	335	339	△ 3
小 計	20,724	21,219	△ 494	
合計		51,619	51,344	274

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	218	7	6
債券	198	0	-
国債	198	0	-
社債	-	-	-
その他	5,213	59	105
合計	5,631	68	112

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,858百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,407百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	72百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	523百万円
減価償却超過額	19百万円
資産除去債務	8百万円
減損損失否認償却超過額	159百万円
退職給付引当金	116百万円
その他	89百万円
繰延税金資産小計	990百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△72百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△836百万円
評価性引当額小計	△908百万円
繰延税金資産合計	81百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	75百万円
繰延税金負債合計	75百万円
繰延税金負債の純額	5百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和4年3月31日)	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	72	72
評価性引当金	-	-	-	-	-	72	72
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

28. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。